

平成28年第2回幸田町議会定例会会議録（第4号）

議事日程

平成28年6月20日（月曜日）午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第34号議案 幸田町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 第35号議案 幸田町都市計画税条例の一部改正について
- 第36号議案 幸田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 第37号議案 幸田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 第38号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第39号議案 工事の請負契約について（幸田小学校校舎増築工事）
- 第40号議案 財産の取得について（CD-I型消防ポンプ自動車）
- 第41号議案 平成28年度幸田町一般会計補正予算（第1号）
- 第42号議案 平成28年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 陳情第1号 町道丸山1号線・同2号線と町道大草丸山1号線・同2号線は同一ではないので、それを前提に行われた町道大草丸山1号線・同2号線の平成18年3月31日付け路線認定及び区域決定並びに平成18年4月3日付け供用開始を取り消し、町道丸山1号線・同2号線の廃止を取り消してください
- 陳情第2号 平成24年度町民会館北用地現況測量業務による測量は予算及び目的から公共測量でなければならないが、測量法33条1項に定められた国土交通大臣の承認を得ていない、同法32条に定められた公共測量の成果に基づいて実施されていない等の瑕疵があるので、取り消してください
- 陳情第3号 幸田町がハピネス・ヒル・幸田事業に使用している町民会館北側各土地の境界標（杭等）及び町道菱池大草1号線と大草丸山17番1、同18番3等との境界標（杭等）を復元してください
- 日程第3 第43号議案 平成28年度幸田町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第4 閉会中の委員会行政視察の件

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番 足立初雄君	2番 伊與田伸吾君	3番 稲吉照夫君
4番 鈴木重一君	5番 杉浦あきら君	6番 志賀恒男君
7番 鈴木雅史君	8番 中根久治君	9番 酒向弘康君

10番 大嶽 弘 君 11番 池田久男君 12番 笹野康男君
13番 丸山千代子君 14番 伊藤宗次君 15番 水野千代子君
16番 浅井武光君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	大須賀一誠君	副 町 長	成瀬 敦君
教 育 長	小野伸之君	企 画 部 長	桐戸博康君
総 務 部 長	山本富雄君	住民こども部長	山本茂樹君
健康福祉部長	大澤 正君	環境経済部長	伊澤正美君
建 設 部 長	近藤 学君	教 育 部 長	小野浩史君
消 防 長	壁谷弘志君	企業立地監	志賀幸弘君
総務部次長兼 総務課長	都築幹浩君	住民こども部次長兼 こども課長	志賀光浩君
健康福祉部次長 兼福祉課長	山下明美君	健康福祉部次長 兼健康課長	藪田芳秀君
環境経済部次長兼 産業振興課長	鳥居栄一君	建設部次長兼 区画整理課長	伊澤勝一君
教育部次長兼 学校教育課長	羽根潤闕志君	消防次長兼 消防署長	長坂好雄君
会計管理者兼 出納室長	林 敏幸君		

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事 務 局 長 牧野洋司君

○議長（浅井武光君） 皆さん、おはようございます。

何かと御多忙のところ、長期間にわたり熱心に御審議を賜り、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（浅井武光君） ここで、総務部長から発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 山本富雄君 登壇〕

○総務部長（山本富雄君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

6月1日定例会初日の報告第1号、6月3日開催の一般質問及び6月14日開催の総務教育委員会において要求のありました資料につきまして、お手元のほうに本日配付させていただきましたのでよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

〔総務部長 山本富雄君 降壇〕

-
- 議長（浅井武光君） 本日、説明のために出席を求めた理事者は21名であります。
議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

- 議長（浅井武光君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。
会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を、8番 中根久治君、9番 酒向弘康君の御両名を指名いたします。

日程第2

- 議長（浅井武光君） 日程第2、第34号議案から第42号議案までの9件と陳情第1号から陳情第3号までの3件を一括議題といたします。
これより委員長報告を行います。
初めに、総務教育委員会委員長の報告を求めます。
6番、志賀恒男君。

〔6番 志賀恒男君 登壇〕

- 6番（志賀恒男君） おはようございます。
総務教育委員会の審査結果につきまして、報告書の朗読をもって報告いたします。
総務教育委員会審査結果報告書
平成28年6月20日
議長 浅井武光様
委員長 志賀恒男
平成28年第2回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。
議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読いたします。
第34号 幸田町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について。地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。
第35号 幸田町都市計画税条例の一部改正について。電気事業法等の一部を改正する等の法律及び地方税法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、必要があるから。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。
第36号 幸田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について。非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって、原案を可決すべきものと決した。
第39号 工事の請負契約について（幸田小学校校舎増築工事）。幸田小学校校舎増築工事の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第40号 財産の取得について（CD-I型消防ポンプ自動車）。CD-I型消防ポンプ自動車の取得に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第41号 平成28年度幸田町一般会計補正予算（第1号）中、歳入全部。第1条、歳入全部2,493万1,000円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

以上でございます。

〔6番 志賀恒男君 降壇〕

○議長（浅井武光君） 次に、福祉産業建設委員会委員長の報告を求めます。

5番、杉浦あきら君。

〔5番 杉浦あきら君 登壇〕

○5番（杉浦あきら君） 皆さん、おはようございます。

審査結果報告書の朗読をもって報告いたします。

福祉産業建設委員会審査結果報告書

平成28年6月20日

議長 浅井武光様

委員長 杉浦あきら

平成28年第2回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読いたします。

第37号 幸田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき個人番号を利用し、及び特定個人情報の連携を行うことに伴い、必要があるから。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第38号 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について。地方税法施行令等の一部を改正する等の政令の施行に伴い、必要があるから。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第41号 平成28年度幸田町一般会計補正予算（第1号）中、歳出全部。第1条、歳出全部、2,493万1,000円追加、20款民生費246万3,000円追加、25款衛生費20万5,000円追加、35款農林水産業費1,980万円追加、55款教育費246万3,000円追加。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第42号 平成28年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。第1条、歳入歳出270万円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

陳情第1号 町道丸山1号線・同2号線と町道大草丸山1号線・同2号線は同一ではないので、それを前提に行われた町道大草丸山1号線・同2号線の平成18年3月31日付路線認定及び区域決定並びに平成18年4月3日付供用開始を取り消し、町道丸山1号線・同2号線の廃止を取り消してください。町道丸山1号線・同2号線と町道大草丸山1号線・同2号線は同一ではないので、それを前提に行われた町道大草丸山1号線・同2号線の平成18年3月31日付路線認定及び区域決定並びに平成18年4月3

日付供用開始を取り消し、町道丸山1号線・同2号線の廃止を取り消すよう求める陳情。賛成なしをもって不採択すべきものと決した。

陳情第2号 平成24年度町民会館北用地現況測量業務による測量は予算及び目的から公共測量でなければならないが、測量法33条1項に定められた国土交通大臣の承認を得ていない、同法32条に定められた公共測量の成果に基づいて実施されていない等の瑕疵があるので、取り消してください。平成24年度町民会館北用地現況測量業務による測量は予算及び目的から公共測量でなければならないが、測量法33条1項に定められた国土交通大臣の承認を得ていない、同法32条に定められた公共測量の成果に基づいて実施されていない等の瑕疵があるので、取り消しするよう求める陳情。賛成なしをもって不採択すべきものと決した。

陳情第3号 幸田町がハッピーネス・ヒル・幸田事業に使用している町民会館北側各土地の境界標（杭等）及び町道菱池大草1号線と大草丸山17番1、同18番3等との境界標（杭等）を復元してください。幸田町がハッピーネス・ヒル・幸田事業に使用している町民会館北側各土地の境界標（杭等）及び町道菱池大草1号線と大草丸山17番1、同18番3等との境界標（杭等）を復元するよう求める陳情。賛成なしをもって不採択すべきものと決した。

以上です。

〔5番 杉浦あきら君 降壇〕

○議長（浅井武光君） 以上で、各委員会委員長長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

初めに、総務教育委員会委員長報告に対する質疑を許します。

ありませんか。

以上で、総務教育委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

次に、福祉産業建設委員会委員長報告に対する質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 37号議案の個人番号の関係ですが、この個人番号はことし1月から導入がされたものであります。昨年12月までは基本的には11桁の番号がついた住民基本台帳ネットワークシステム、いわゆる住基ネットという形で、この関係が表題にありますように住民基本台帳に記された内容についての個人情報というものがあるわけですが、その住基ネットの関係につきましては申し上げたとおり、昨年12月31日をもってカードの申請は打ち切られました。しかしカードそのものは10年間有効期間があるわけです。したがって、マイナンバーと住基ネットで使われるカードが並行して現実には行われる。併用はできません。併用はできないけれども、住基カードは自分が持っているカードの有効期限内であれば使えるわけですが、そこら辺についてどのような形で委員会で審議がなされたのかどうなのか。その点について教えてください。

○議長（浅井武光君） 5番、杉浦君。

○5番（杉浦あきら君） 委員会においては、住基カードの件は問題にはなりませんでした。今回の委員会ではマイナンバーのことが中心での話し合いでございました。

以上です。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 委員会の中では住基ネットの現実にはまだ使われるし、有効期限内であればそれを行政の窓口を持ってきて申請をすれば必要な書類等は出されるという点で、これは住基ネットはもう終わったことだと。委員会ではマイナンバーをどうするんだと、こういう議論だったということですが、実態と住民の中には大ざっぱにいて約1,200枚住基カードが発行をされてる。それぞれ有効期限があるので、それが全部有効だというふうには申し上げません。しかし、一定枚数はあるわけです。そうしたときに併用というのかね、マイナンバーしか使えませんよということじゃなくて、有効期限内であれば住基カードも使われるという点で、委員会ではそんなことは知るかということだったという理解でよろしいですか。

○議長（浅井武光君） 5番、杉浦君。

○5番（杉浦あきら君） 委員会では住基カードの件を触れられた委員はお見えになりませんでした。

○議長（浅井武光君） ほかにありませんか。

以上で、福祉産業建設委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、上程議案9件と陳情3件について討論に入ります。

まず、反対討論の方の発言を許します。

13番、丸山君。

〔13番 丸山千代子君 登壇〕

○13番（丸山千代子君） 委員長報告は賛成であります。反対の立場から3議案につきまして討論をしてみたいです。

第37号議案 幸田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について。税や社会保障の分野で1月から始まったマイナンバー制度の利用拡大に関するもので、今回は9件の利用事務の拡大であります。そもそもマイナンバーの利用では個人にかかわる多くの情報が一つの番号でつながり、不正アクセスなどによって大量の個人情報が芋づる式に流出をし、悪用されるという問題が指摘されております。情報漏えいやなりすまし被害など人権にかかわる大問題が起きる可能性があります。市内連携で手続が簡素化になるというものの、今までの住民コードでも十分に連携ができるもので、この条例は機関や他市町村との行政手続においてそれぞれが保有する個人情報を互いに情報連携できるネットワークシステムであります。この情報連携システムには、国民一人一人がこのシステムで結ばれる機関にそれぞれ保有されているみずからの個人情報を閲覧できるマイナポータルというシステムが設置されることになっております。個人情報流出の経路として最も危惧されるのが個人パソコンで、マイナンバーに基づく情報を見ることができ、ICカードとパスワードさえあれば特定の個人のありとあらゆる情報を一覧できるのですから、個人情報が流出することになります。こうしたもとの生涯変わらない一つの番号でさまざまな分野にわたる個人情報を管理するマイナンバー制度を実施し、さらに利用拡大をすることは余りにも危険であり、中止、凍結すべきと主張し、反対するものであります。

第38号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。幸田町の国保税は所得割、資産割、平等割、均等割によって算出されております。この中でとりわけ低所得者に重くのしかかるのが均等割ですが、低所得の国保加入者に対して国保税を軽減する制度があり、物価など高騰しているもとで今回所得基準を引き上げ、5割、2割軽減の対象の拡大を図られたことは賛成するものであります。この改定で111世帯78万円の軽減が図られました。しかし、一方で、課税限度額を引き上げ、基礎課税額医療分を2万円、後期高齢者支援金等課税額を2万円、合わせて4万円の引き上げで課税限度額85万円が89万円へと引き上げるものであります。この限度額の引き上げは平成25年度から毎年4万円の引き上げで、これ以上払えない、払い切れないという高額な国保税となってまいりました。2015年の同国保法改正では、2018年度から都道府県に財政運営の責任主体を移行させる国保税の都道府県化を行うとしました。国保はほかの協会けんぽなど公的医療保険に比べ、低所得者層が多く加入しているという構造的な問題を抱え、結果、高過ぎる国保税であります。滞納の増加や財政悪化につながっております。国の課税限度額いっばいの引き上げではなく一般会計から繰り入れ、保険者支援制度を活用し、国保税の引き下げを求め、討論といたします。

第41号議案 平成28年度幸田町一般会計補正予算（第1号）についてであります。反対する理由は、一般廃棄物収集処理事業の広域新施設立地場所選定調査業務負担金であります。昨年、2市1町で広域化に向けて処理をしていくために場所選定の調査をすることが決まったということで、負担金の計上であります。ごみ処理の広域化に向けて議会に何の報告もなく進められていくことは、住民に知らせず、よくわからないまま広域化計画が強行されようとしていることであります。ごみは広域的に集め、大型焼却炉で燃やせば解決するものではありません。ごみ問題の基本はいかにごみを出さないようにするかであり、そのために住民が自発的にごみの減量化に取り組むのか、そのためのまちづくりを進めることであります。ごみは本来自治体単位で処理するものであります。処理方式や規模などわからないままの大型処理施設に遠方からの収集車によるごみ搬入が引き起こす環境問題や、広域化でごみ減量に添うものなのかなど、説明もなく広域化ありきは納得できるものではありません。また、広域化による集中型は、災害時や被災時の対応としても全国的な教訓は自治体単位の分散型こそ有益であり、広域一点集中型は災害対応に弱点を持っていると考えられます。なぜ広域化が必要なのか、説明もなく調査を実施することに反対するものであります。

〔13番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（浅井武光君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅井武光君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

次に、原案反対の方の発言を許します。

14番、伊藤君。

〔14番 伊藤宗次君 登壇〕

○14番（伊藤宗次君） ただいま討論に付されております案件について、順次討論をしてま

います。

議案番号35、幸田町都市計画税条例の一部改正についてであります。この条例は農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく対象農地の課税標準額を2分の1にするなどの改正概要であります。幸田町は56平方キロメートル、全域が都市計画区域で、そのうち市街化区域と市街化調整区域を設け、市街化区域には都市計画税を課税をしている町であります。この条例は農地中間管理事業の推進に関する法律の改正は、都市計画税を課税する農業振興地域内にある遊休農地に対し1.8倍の課税強化と、固定資産税の課税標準を3年間課税標準価格の2分の1とする特例措置を創設するものであります。まさにあめとむちで遊休農地を集積をさせて、企業の農業参入を促進させるものであり、今日の深刻な耕作放棄地の問題解消には何ひとつ役立たないものであります。幸田町は市街化調整区域と農振地域には都市計画税を課税していませんので、直接的にはこの法律の改正による課税対象農地はございません。しかし、農地中間管理事業の推進に関する法律の改正のたくらみをこのまま見過ごすわけにはまいりません。この法改正は課税強化の対象となるのは、農業振興地域内にある遊休農地で、農地法に基づく農業委員会による農地中間管理機構との協議、勧告に応じなかったものに対して課税標準額を1.8倍に引き上げるもので、ペナルティーとしての課税強化をするものであります。固定資産税のこの制度の中では、初めてのペナルティー問題であります。つまり、言うことを聞かなければペナルティーを課す、1.8倍もの課税強化をするというものであります。遊休農地への課税強化は農業者に不本意な農地の処分を強いるものであり、耕作放棄地の増加原因である後継者不足や農業の不採算性の解消など、抜本的対策につながらないものであります。

議案番号37、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてであります。そもそも個人番号制度とは一体何なのか。これは国民総背番号制だと14年前の2002年、大きな批判と反対運動が盛り上がる中で導入された制度があります。それは住民基本台帳ネットワーク、住基ネットでございます。全ての住民票に11桁の番号を振り分け、自治体同士をコンピューターでつないで、番号で管理されることへの反発や個人情報漏えいの不安が根強くある中で、ことしから役所の手続などで使われ始めた12桁のマイナンバー、住基ネットも廃止もされておられません。マイナンバーの使い道は、住基ネットとは比べ物にならないほど多種多様の個人情報が、条例をつくれば何でも使える、マイナンバーという聞こえのいいようでございますが、要は国民総背番号制であります。この条例改正も行政の簡素化、効率化、そして住民の利便性、負担軽減を図る、このようにしております。そもそも何のためのマイナンバーかということでもあります。その狙いの一つは町税の強化、つまり税金徴収のための強化を図るためのマイナンバー制度。

2つ目は、社会保障の効果的削減のためにマイナンバーを利用をするということでもあります。さらに国は新たなインフラ整備で監視国家を目指しております。個人を特定をし、検索しやすくする。警察が捜査目的だと理由をつければ、各方面の個人情報を瞬時に入手することもできる。さらに公安の監視力が強まること。いつでも、どこでも、誰でも監視をされる。個人情報が利用をされることは憲法13条のプライバシー権の侵害

だとして、全国8カ所で憲法違反の訴訟が起こされていることは御存じのとおりであります。さらに情報漏えいは防ぎ切れるものではございません。この条例案は庁舎内連携事務を追加するとして9項目の事務を上げております。これは庁舎内における個人情報の使い回し自由化条例であります。さらに来年、2017年7月以降、国と市町村のシステムが整備されることによって、際限なく個人情報が使い回しをされる。情報漏えいにさらされるものであります。あれこれの小手先の問題ではなく、個人番号制度、マイナンバー制度そのものを廃止すべきであります。

議案番号38、幸田町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。政令の施行令が変わったら、それに合わせて国保税の課税限度額の引き上げを図るとする条例案の内容であります。医療分の課税限度額52万円を54万円に2万円引き上げる。後期高齢者支援分を17万円を19万円に2万円に引き上げて、課税限度額合計85万円を89万円、4万円引き上げるというものであります。政令や施行令が変われば、何ひとつ政策的な検討や住民の暮らしを支援をする施策などは一切関係なく、住民にその痛みを、負担を押しつけるところでん行政が大須賀町政の実態であります。その町長が施政方針では何と述べているのか。その内容は多世代に心地よいなめらかな町を目指してであります。住民に痛みと負担を押しつけて、何が心地よくて、何がなめらかなのか。まさに活字あって文章あっても意味不明、これが施政方針の内容であります。わかりやすく言えば、針のむしろに住民を押しつけ座らせて、負担と痛みを押しつけて、心地よいだろうと、なめらかだろうという類のたわ言であります。これが施政方針だということですから、まさに施政方針あってなきのごとくというよりも、施政方針で住民の目と心を曇らせるものであります。まさに事は深刻な問題であります。

限度額引き上げによる住民負担増、影響額は333万円であります。333万円の住民負担、住民に転嫁することなく、痛みを押しつけることなく町で負担をする。その財源は一切ないのか。後ほど提案、提出がされます一般会計補正予算（第2号）で、ふるさと納税の寄附金が当初の想定外の大きな伸びがあると大はしゃぎをする町長に、町民の命と暮らしを守る施策の展開に十分な意欲は示さず、全く見ていない。まさに言葉あって中身なし、文章あっても意味不明、活字が勝手にひとり歩きをする大須賀町長の実態がこの議案からも浮かび上がらせていることを指摘をし、討論いたします。

〔14番 伊藤宗次君 降壇〕

○議長（浅井武光君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅井武光君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

これをもって討論を終結いたします。

これより、上程議案9件と陳情3件の採決をいたします。

採決の方法は、起立によって行います。

採決は、議案番号順に採決し、その後、陳情の採決をいたします。

まず、第34号議案 幸田町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり

り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第34号議案は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、第35号議案 幸田町都市計画税条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第35号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第36号議案 幸田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第36号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第37号議案 幸田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第37号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第38号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第38号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第39号議案 工事の請負契約について（幸田小学校校舎増築工事）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第39号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第40号議案 財産の取得について（CD-I型消防ポンプ自動車）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第40号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第41号議案 平成28年度幸田町一般会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第41号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第42号議案 平成28年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第42号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、陳情第1号 町道丸山1号線・同2号線と町道大草丸山1号線・同2号線は同一ではないので、それを前提に行われた町道大草丸山1号線・同2号線の平成18年3月31日付路線認定及び区域決定並びに平成18年4月3日付供用開始を取り消し、町道丸山1号線・同2号線の廃止を取り消してください。陳情に対する委員長報告は不採択であります。陳情第1号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立なしであります。

よって、陳情第1号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第2号 平成24年度町民会館北用地現況測量業務による測量は予算及び目的から公共測量でなければならないが、測量法33条1項に定められた国土交通大臣の承認を得ていない、同法32条に定められた公共測量の成果に基づいて実施されていない等の瑕疵があるので、取り消してください。陳情書に対する委員長報告は不採択であります。陳情第2号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立なしであります。

よって、陳情第2号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第3号 幸田町がハッピーネス・ヒル・幸田事業に使用している町民会館北側各土地の境界標（杭等）及び町道菱池大草1号線と大草丸山17番1、同18番3等との境界標（杭等）を復元してください。陳情書に対する委員長報告は不採択でありませぬ。陳情第3号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立なしであります。

よって、陳情第3号は、不採択することに決しました。

日程第3

○議長（浅井武光君） 日程第3、第43号議案 平成28年度幸田町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大須賀一誠君） それでは、補正予算関係につきまして説明をさせていただきます。

第43号議案 平成28年度幸田町一般会計補正予算（第2号）につきまして、補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条、歳入歳出予算の補正でありますが、歳入歳出それぞれ5,480万円を増額し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ143億3,973万1,000円とするものでございます。

それでは、まず歳入につきまして補正予算の説明書の8ページをごらんいただきたいと存じます。

55款国庫支出金につきましては、低温プラズマ技術応用検討業務に対し、地方創生の深化のための新型交付金として新たに創設された地方創生推進交付金140万円を新規計上するものであります。

70款寄附金につきましては、ふるさと寄附金におきまして当初の予定を上回るが見込まれるため8,000万円を追加するものであります。

75款の繰入金につきましては、財政調整基金繰入金2,800万円を減額し、全体を調整するものでございます。

85款諸収入につきましては、地方創生として進めてまいりました低温プラズマ技術の応用・実装に向け協力の得られる企業から次世代産業創出事業協力金として140万円を新規で計上するものであります。

続きまして、歳出でございます。10ページでございます。ごらんいただきたいと存じます。

15款の総務費につきまして、総務管理事業におきまして、ふるさと寄附金の追加に伴い増加する業務等の委託料5,200万円を追加し、次世代産業創出事業におきまして低温プラズマ技術の応用検討業務の委託料280万円を追加し、チョウザメ、イチゴ以外の農林産物の展開として低温プラズマ技術を活用した機器の可能性と応用技術を、技術、応用と実装を検討するために名古屋大学に研究委託を行うものであります。議案

関係資料につきましては1ページを御参照いただきたいと存じます。

以上が平成28年度幸田町一般会計補正予算(第2号)の概要でございます。以上、提案理由の説明をさせていただきましたがよろしく御審議の上、御可決、承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(浅井武光君) 提案理由の説明は終わりました。

ここで、途中ではありますけれども、10分間の休憩といたします。

休憩 午前 9時51分

再開 午前10時01分

○議長(浅井武光君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限はありません。理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いいたします。

それでは、第43号議案の質疑を許します。

9番、酒向君。

○9番(酒向弘康君) まず、次世代産業創出事業協力金ということでありまして、協力金ということでありまして、協力を既に得られる企業が決まっているのかどうか、公表できるなら相手先の名前をお聞きます。また、事業の内容について伺いをいたします。

○議長(浅井武光君) 企業立地監。

○企業立地監(志賀幸弘君) まず、御質問の第1問目でございますが、次世代産業創出事業協力金の協力の予定をされている企業のお名前を述べさせていただきます。

まず、町内は3社ございます。コバテック、セキアオイテクノ、カンドリ工業でございます。町外は2社で、蒲郡のニデック、つくばのTKF、この2社となります。なお、事業の内容でございますが、先ほど町長が説明をしたとおり、チョウザメ、イチゴは過去の地方創生交付金において推進をし種はまいた状況でございますが、今回これをさらに進化するためにチョウザメ、イチゴ以外で低温プラズマの装置を活用できるような内容について検討をしていく、その検討の事業が今回の事業でございます。

○議長(浅井武光君) 9番、酒向君。

○9番(酒向弘康君) 深化ということですので、よろしくお聞かせしたいと思います。

それから、ふるさと寄附金の補正でありますけれども、最新の寄附件数と金額をお聞かせしたいと思います。それと、過去の一般質問で私が訴えたことはものづくりの町としてのPR、あるいは産業振興、地場産業ということでありまして、その目的にふるさと寄附金の返礼品制度の実施、それがこれらの目的に対して合致してるか、どのように評価をされているのかお聞きをいたします。

○議長(浅井武光君) 総務部長。

○総務部長(山本富雄君) それでは、まず最新の寄附件数と金額ということでございます。先週末の時点でございますが、件数で721件、金額で1,732万5,000円の御寄

附をいただいているところでございます。そもそもふるさと納税の目的につきましては、本町の発展を願い応援していただけるふるさと寄附に係る返礼品を実施することによりまして、本町のPRそれから財源確保、それから地場製品のPR、販売促進、地元生産者及び企業の活性化等の相乗効果を図って、寄附者の本町に対する思いを町政に反映するという、こういったものを目的としているということでございます。多くの方に実際に現在御寄附をいただいているということで、数等が品切れになるほど盛況な状況にあるということでございまして、本町のPRなどの目的を十分果たしているというふうに考えております。

○議長（浅井武光君） 9番、酒向君。

○9番（酒向弘康君） 以前より返礼品競争になってはいけないといったような、現状を改める総務省からの通達等がございまして、華美になってはならないということでありますが、通知のほうでは自粛してほしい御礼の品、具体的には商品券だとか電子マネー、あるいは電子機器や貴重品など資産となる価値があるものですね。それから、寄附額に対して高過ぎる返礼品というものを控えるべきだということでもありますけれども、全国の自治体の最近の状況と本町の状況は適切か、見解をお聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） こちらのほうは総務省の通知のほうが平成28年4月1日付で通知のほうを出されているということでございまして、この通知を受けまして21の団体が資産性の高い返礼品を取りやめる、または取りやめを検討するなどの団体が91自治体あるということでは聞いております。本町の返礼品につきましては、幸田町内の事業所等が製造、生産を行っており、また農産物などの特産品を返礼品に当てているということでございまして、ふるさと納税の返礼品の趣旨に反する品物ではないということで、適切な状況であるというふうに考えております。

○議長（浅井武光君） 9番、酒向君。

○9番（酒向弘康君） 適切というふうに見解を聞きました。それから、先ほど売り切れた返礼品も多くあるということではありますが、その現状と今後の返礼品をふやす計画があるのかどうか。それから、今回、楽天のふるさと納税というサイトから受付をされているわけなのですが、「ふるさとチョイス」あるいは「さとふる」ですね、大手のサイトなのですが、これを見られた知人から幸田町の返礼品はないと掲示されているということで相談を受けたわけなのですが、今後もこのままの状況なのかどうかをお聞きいたします。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） まず、売り切れた返礼品ということでございますが、今回返礼品を開始しまして、5月の中旬から始めた部分もあるのですが、ハウス桃それから路地桃、ナシ、ハウスの種なし巨峰、ブドウの詰め合わせ、こういったものがすごく好評でありまして予定数量の達しており、申し込み終了となっております。定数量に達した場合については、提供事業者及び生産者に追加可能かどうか、そういったものを確認し、可能な状況であれば追加していただくということで対応しております。路地桃やブドウの詰め合わせについてはそういった形で追加で対応していただいたわけですが、また追

加で対応した部分も現在は品切れというような状況になっているということでございます。

それから、返礼品をふやす計画ということでございますが、新たな返礼品の追加こういったものにつきましては、幸田町には電化製品を扱っているソニーさんとかそういった企業もあると。それから、お米だとかそういったものをまだ現在返礼品の中には含めていないということでございますので、そういったものも今後提供していただけるように調整のほうを行っていき、現在の好調な現況を踏まえ、商工会等を通じ引き続き提供事業者の募集を行ってまいりたいと考えております。

それから、「ふるさとチョイス」等のサイトのほうで幸田町の返礼品はなしというようなことで載っているということでございますが、ふるさと納税専用サイトの中で「ふるさとチョイス」、それから「わが街ふるさと納税」などのサイトにつきましては、契約自治体以外の残りの自治体の情報を掲載はしておりますが、現時点において本町の内容が最新のものになってないという状況にあります。こちらにつきましては、依頼することによりまして最新情報に変更することは可能であるというふうにも聞いておりますので、こちらのほうから修正の依頼のほうを出してまいりたいということで、載せていただけたところにはそういったことで返礼品も行っているということで載せていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（浅井武光君） 9番、酒向君。

○9番（酒向弘康君） ぜひ載せていただければというふうに思います。返礼品の対象は、今回、町民以外ということになります。寄附に現時点で占める町民の数は把握されておりますでしょうか。また、申込時に町民は対象外ということが途中からわかって、キャンセルされた方も見えるのかどうかお伺いをいたします。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） こちらのほうの返礼品の関係ですが、返礼品は町民以外ということになっているということでございます。寄附に占める町民の数ですが、こちらのほうは0件という状況になります。また、キャンセルされた方ということでございましたが、これまで幸田町在住の方から、幸田町へのふるさと寄附ができないことへの問い合わせ、そういったものは現在ありませんので、よろしく願いいたします。

○議長（浅井武光君） 9番、酒向君。

○9番（酒向弘康君） キャンセル等々のトラブルもないということでもあります。

最後に1点ですけれども、9社からの寄附金の使い道としていろいろな事業を選択ができるようになっているわけなのですが、1億円の見込みの中で当初の事業計画と比較をして、町民にとって何がよくなるのか、うれしさは何かあるのかをお聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 寄附金の使い道の関係でございます。こちらのほうのふるさと寄附金につきましては、そういった使途を希望して寄附をすることができるというふうになっております。ただし、こちらにつきましては法的な義務を負う、例えば負担付寄附そういったものではないため法的な義務はありませんが、町としてはそういった寄附

者の意思を尊重しつつ各分野へ配分を判断し、活用させていただきたいと考えております。

町民にとってこれは何がよくなるのかということでございますが、現在、寄附者の寄附金の使途の要望ではございますが、一番多いのが安全安心に関する事業、こういったものに活用させていただきたいという希望が一番多いと。2番目に多いのは、そういった特に希望するものはなく町長にお任せと、こういうものが2番目になっております。3番目に現時点で多いのは教育、文化に関する事業、こういったものに活用をお願いしたいという御希望がございます。こちらにつきまして、御指定いただきました用途にそれぞれ活用を極力させていただきたいと考えております。それから、また本年度も最終的に幾らの寄附が集まるか現時点ではわからないということもございますので、新年度においても新たな事業の財源としてこの寄附金を活用していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（浅井武光君） ほかにありませんか。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 地方創生推進交付金についてお尋ねします。これにつきましては新型交付金ということでありまして、上乗せ部分を引き続き事業を継続していくために申し込まれたということでありまして、この推進交付金というのが地方再生法に基づく交付金とされているわけでありまして、それに相違ないかどうかということでございます。また、そういうことであるならば、これは交付を受けるには地域再生計画を総理大臣に提出をし、認定を受ける必要があるということでありまして、その点について説明がいただきたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 企業立地監。

○企業立地監（志賀幸弘君） ただいまの委員の御指摘どおり、上乗せをさらに継続するために今回新型交付金である地方創生推進交付金のほうに手を挙げたものでございます。そして、なおかつ議員が言われるこちらの地域再生計画を内閣総理大臣に認定していただくことによってこの実施計画が採択され、交付金が受けられるというところで間違いはございません。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 地域再生計画というのは、これは議会の議決案件にはなっていないわけでありまして、こうした地域再生計画について議会には説明があったのかどうか、その点についてお尋ねしたいというふうに思いますが、特別委員会が組まれております。そうした点で、その点での議論もあったのかどうか。それとも、この地域再生計画については今どようになっているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 企業立地監。

○企業立地監（志賀幸弘君） 議員の言われるように、先回の6月1日の幸田町総合戦略推進委員会において、こちらの新型交付金の国の制度の御説明をさせていただき、地域再生計画においても同内容の条件であるということはお示しはしてございます。こちらの地域再生計画にありましてはあくまでも交付金の実施計画、そちらの事前相談というのが実は5月27日から受け付けられ、そして回答が6月4日にいただけるということ

でございまして、そちらの事前相談の内容で地域再生計画の御指摘もいただけるという内容になっておりまして、詳しい内容につきましては、こちらの相談内容の結果に基づいて御説明をさせていただくということで、次回のもし採択をされる見込みであるというような内々の情報等々があれば8月の地方創生特別委員協議会のほうにおいて詳しく御説明をさせていただく予定でございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） そうしますと、地域再生計画につきましては企業立地課で独自に進められていて、ただ単に推進交付金をもらうがための計画づくりを進めているということのようでございますけれども、それで相違ないのでしょうか。

○議長（浅井武光君） 企業立地監。

○企業立地監（志賀幸弘君） ただいまの議員の御指摘のとおり、こちらの地域再生計画は各事業ごとに提出をするものでございますので、現在、豊根村と合同で前回の上乘せ加速どおり豊根村さんと一緒に地域再生計画実施計画を提出をする。その担当は私どもの企業立地課が所管するというところで、現在、進めているところでございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） そうしますと、もともと国が推し進めている地域再生計画について言えば、3つのタイプ別があって、幸田町の場合は基礎交付金の中の上乗せ交付金でタイプIの部分でありますよね。そのタイプIから選んで地域間連携という形の中で進められるチョウザメあるいはイチゴの開発であるわけでございますけれども、しかしながら、これが新たにほかの農産物へも拡大をしていきたいということでどんどん進められようとしているわけでありまして、そうした点で、これがいわゆる町民、事業者、農業に携わる人たち、こうした点の意見集約、把握、そして期待感というものが盛り込まれながら、それが地域に貢献をしていく、こういうものであるべきだというふうに思うわけでありましてけれども、そうした点が担当の独自性を出しながら進められていくとするならばこれは問題じゃないかなというふうに思うのですけれども、そうした点での住民合意等での進め方についてはどのようにお考えなのかお尋ねしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 企業立地監。

○企業立地監（志賀幸弘君） 議員の申されるように、こちらは地域再生計画等々の地方創生推進交付金要綱に基づいて、先駆的な事業を対象とするということで地方創生の真価として官民協働、地域間連携、政策間連携という3つの柱で整合しているものが採択条件になる。そして、議員の言われる住民そして町内の連携に対してでございますが、こちらは新農業ということで現在本町の産業振興課の担当者とJAあいち三河の加速化については、イチゴ組合等々をお願いをしているところでございますが、今回、新しくチョウザメ、イチゴ以外の可能性のあるものについては産業振興課を通してJAあいち三河の各部会においてお話をし、その内容について可能性があるかというところを、またもし採択された暁には名古屋大学等々と検討をし、その情報を常に現場である幸田町の農家の方々、そして低温プラズマ技術の装置開発が私ども企業立地課の目指すところでございますので、装置開発につきましても情報提供しながら、安価に今の1号機の機械が少し若干高く一般の農家ではおさまりきれない、イニシャルコストが高くなりますの

で安価な装置開発ができるように今後検討し進めていく、そのように町内の農業者そして各企業の製造のものづくりの方々にも情報提供は今後私どものホームページ等々でも公表していき、御意見を賜りたい、このように思っている次第でございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 地域再生計画をつくって、その認定を受けて、新たな地方創生推進交付金をいただくということですが、これは事業費の2分の1補助ということで、それに伴って、次世代産業創出事業協力金ということで企業からの協力金を合わせた形の中で装置の開発を目指していくよということでもありますけれども、こうした内容についての連携あるいは計画をどのようにしていくおつもりなのかお尋ねしたいというふうに思います。この点について、やはり幾ら地域再生計画が議会の承認がないというものの、それを企業立地課が独自先行だけでどんどん進められていくことにつきましては後追いになってしまうということからすれば、住民の声というのは届けられていないということにもならざるを得ないわけですが、その点についてはどのようにしているかお尋ねしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 企業立地監。

○企業立地監（志賀幸弘君） 議員のお示しのとおり、今回の地方創生推進交付金は2分の1が自治体が負担をするものとなっております。私ども町内の企業がこの新しい低温プラズマの進化系のものについてさらに共同で研究をしたいという意向を受け、協力金をいただいて、それを2分の1の財源にし、地方創生推進交付金の事業として宛てがうということにしております。そして、企業の皆様方と町内の方々の意見を集約する手法とすると、現在、幸田町新産業関連技術創生事業協議会という協議会を設置を予定しており、そちらの採択がなされた暁には協議会をもって事業を推進する予定です。そして、最後に議員のほうから御質問がありました町民に対してはどのような手法で御説明をするかということにつきましては、現在、私どもが企業立地マスタープラン推進委員会を持っております。こちらは町内の諸団体の代表者が出ておられますので、そういう農業委員会そして青年農業士等々の方々からも意見がいただけるようになっておりますので、そちらのほうで対応をしていきたいと思っております。そして、さらに私どもの所管する幸田町総合戦略の委員会もございますので、こちらの委員会にもまた各諸団体が入っております。こちらのほうは特に子育て支援をされる方だとか、そしてまた自然等々を非常に大切にされる団体の方々がおられますので、そういう方々の委員さんに、今回採択された暁には情報提供をさせていただいて、さらなる事業の推進への御意見を拝聴しながら行っていく。そして、なおかつ企業立地マスタープランの策定委員会と総合戦略の委員会につきましては、ホームページ等々で会議の内容の概要をお示ししており、一般の方々にも目につくようにする努力を現在しているところでございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回の予算は見込み計上であります。これがまだ採択をされていないという中で、並びに地域再生計画の認定を受けてその後に決定がされるわけでありまして、そうした点で、もしも採択がされなかったらどうなるのかということをお聞きします。

次に、きょう資料提出が行われました5月9日付の受託研究契約書、これは名古屋大学と低温プラズマ技術実装化推進業務、この研究項目で契約書を交わしておられるわけでございます。これは前の5,000万の件でございますが、その後これをさらに安価な装置開発を目的として今回の地方創生推進交付金を受けてやられるというものでありますけれども、この新たな開発業務、これは推進交付金の目的としては新たな装置開発を目的にするというものでありますので、そうした点でこれは何年契約、いわゆるこの推進交付金は国の方向でいけば3年ですかね、5年ですかね、何か続くというようなこれも出ております。ですから、一度認定を受ければ、交付決定がされれば数年間続くというものでございますけれども、そうした名古屋大学とはどのような形の中で協議を交わしておられるのか。その点についてもあわせて答弁がいただきたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 企業立地監。

○企業立地監（志賀幸弘君） 最初の御質問にございました不採択時でございます。こちらは共同で提出をさせていただいている豊根村さんとも協議をしており、もし不採択になった場合でも本事業はやらなければならない事業であるということで、豊根村さんもし不採択になっても自主財源で、若干国の交付金があれば自主財源の2分の1以内で進めていく、そのように聞いており、幸田町においても各協力企業の皆様方には、もし不採択になった場合でも名古屋大学との連携がある幸田町と事業を進めていきたいということをお願いしておりますので、我々も不採択になってもこの事業を進めていくというふうに考えております。そして、今回追加資料で御提出をさせていただきました名古屋大学の加速化の契約でございますが、5月9日に行い、3月の末までにこちらの抗酸化イチゴを何とか成功させてやっていく、これは1年でございます。そして、今回の地方創生推進交付金は議員の申されるとおり通常の場合は3年、そして先駆的な事業は5年というふうに要綱をいただいております。私どもは豊根村さんと協議をし、5年の事業を現在申請をさせていただいたところでございます。協力金を提出される企業の皆様方も5年で、みんな最長でやっていただきたいというオーダーを受けておりますので、ここで進めていくということとなっております。そして、名古屋大学との連携でございますが、既に協議会等々で御報告をさせていただいておりますように、名古屋大学と幸田町の協定書がございます。名古屋大学の未来社会創造機構という名大の副総長が長となっておられるところと、これは経年継続を幸田町としていくというふうに両者が認めているところがございますので、何とかこちらの地方創生推進交付金の採択を受け、まずは最長のマイルストーンである5年後まで名古屋大学としっかり継続していく。その後、ここの推進交付金で勝ち得た知財等々をさらに5年以後も名古屋大学は幸田町と連携をしていくというように未来社会創造機構から御回答をいただいておりますので、これは幸田町はさらなる深化をし、継続しながら企業の期待そして農家の皆様方の期待に応えられるべく関係の農業団体等そしてものづくり団体等と協議を進め継続していく予定でございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 企業からの協力金ということで町内のものづくり産業をさらに発展をさせるという目的も持つわけでございますけれども、そうした中で例えばこの協力

金の参加企業、こうした町内の企業のみならず町外の企業もあるわけでございますけれども、やはり町費を使いながら町の事業として行っていくということであるならば、やはり町内企業優先というものも必要ではなからうかというふうに思いますが、そのみならず町内の企業でできない部分については町外かというふうになります、町外の企業がさらに大きくなるということも予想もされるわけでありますが、そうした点で町内への寄与と申しますか、そういうものということにつきましては企業立地課としてはどのような対応をされているのか、その意味合いも説明がいただきたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 企業立地監。

○企業立地監（志賀幸弘君） 議員のおっしゃるとおり、町内の企業であるコバテック、セキオイテクノ、カンドリ工業のほかの企業に対しても先ほど言った幸田町新産業関連技術創生事業協議会等々には、これ以外の企業さんにも入っていただく予定でございます。こちらはコバテック、セキオイテクノ、カンドリ工業はそれぞれ固有の要素技術を持っており、その要素技術を補完するべく隣町にあるニデックさんと組んで大量の生産の技術を活用していく、そのように考えて進めているところでございます。そして、議員が言われた最後の町外の企業に町の予算を投じて町外側の企業が潤っても、これは本来と違うのではないかという御指摘でございますが、現在、ニデックさん、TKFさんにつきましては、幸田町での研究機関を推進したいという、要は部分的な事業部になるかもしれないませんが、町内への発展的な立地の意向を聞いている次第でございます、今回の交付金事業が推進し、またものになるということの見込みが出たときには幸田町への立地もあわせて意向をいただいている、そういう状況下でございます。

○議長（浅井武光君） ほかにありませんか。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 企業立地については地方創生新型交付金、まさにあなたのひとり舞台だ。いい舞台ができたなということで町長も拍手喝采で、町長は手玉にとってガラガラポンでいいようにちょろまかしていることが実態だ。あなた1人で踊っているんだ。総務省の通知については既にもあなたも承知の上だ。議会の議決を要することと、議会の議決は要しなくても議会とうまく調整してやれよという、そういう内容ですよね。あなたはこの通知については、いや、そんな通知は知らんと。手引書があるよと。手引書は勝手に1人で踊ると、そんなことは書いていないわけだ。要は、あなたが1人で回り舞台で格好よく踊って、町長がそれに乗かって、ああ、そうだ、どうだ、地方創生だ、新産業だと言っているだけなんだ。今、いろいろな面で指摘があったときに、問われれば言うと。問われなければ勝手にどんどんどんどんやってる、これが地方創生だ、企業立地だという形でやっていくという実態は、まさにあなたがやっていることは地に足が着いていない。住民の意識や感覚からは遠く離れたところで、1人で舞台上で踊って町長が周りではやし立てて、ああ、いいな、いいなと言っているだけなんだ。そういう実態についてあなた自身はどういう認識と感覚でいるのか。

○議長（浅井武光君） 企業立地監。

○企業立地監（志賀幸弘君） 議員の御指摘のこちらの総合戦略につきましては、町内のコンセンサスそして住民への情報、そして議会への総合戦略に伴う説明を行い、議会の協

議をいただくもの。これについては、今後さらなる努力をし、情報提供をさせていただき、少しでも御理解を助けられるような手法をもって皆様方に明示をしていく、そういうふうを考えている次第でございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そんなの枕言葉だ。今までそんなの何遍でもやってきた。何遍でも言われて、そのたびに、いや、今後は今後はと言っておきながら、今後はと言いながら目先がころっと変わると、いや、これは新しい交付金ですと、新型交付金でございますよ。その関係についてはどうだと言え、いや、事業が固まったら機会を見つけてというね、そういうやり方がまさに地に足が着かずに町民の実感から含めて、あいつら何やっているんだ、勝手放題のことをやっていて町長が一生懸命後ろであおり立てているだけじゃないかと。こういう構図でしか町民の皆さんは見えていない。だから、イチゴの関係でも抗酸化だという形で言いながら、皆さんの意識はどんどんどんどん今離れているわな。収穫量は同等だと言いながら今は落ちているわけだ、実験の結果はね。一粒一粒は大きくなりましたよ。大きくなったね、巨大化というふうに言われたけれども、巨大化したイチゴでおいしいかどうかということよりも気味が悪いと。気持ちが悪いものに誰が飛びつくと。こういうところにあなた方は前年度は抗酸化をやってイチゴの糖度が上がりまして大きくなりましたよと、収穫量は変わりませんけどねと言いながら実態としては、イチゴ農家もこんなことで、おかしなことで手を染めると周りの人からろくなことを言われぬよというのが町長と立地監が一生懸命熱を上げている低温プラズマだ。そういう形でもう若干壁が見えてきたから今度は目先をまた変えましょうと。今度は名大にまた新たに委託して、名大だ名大だといって名大という言葉を使えば事大主義で、それがうまく活用できるということはあなた方の知恵だ、この事業を進めてきた。そういう形でいけば、まさに地に足が着いていない。着いていないけれども、新しい言葉をどんどんどんどん作り出していく、そのことによって町民の関心を次から次へと目移りさせていく。しかし、その実態は何なのかといったら成果がなくなっているじゃないかと。俺はただやりたいことをやっていて、これが次世代産業だということなんですよ。ですから、そういうやり方がこの新産業だけじゃなくて、須美、東山、南山、そういうところにあなた方の対応が分かれているわけです。あなた方は民間開発だと言いながら裏でござござござござそしてるしね。そういうことを見て、民間開発だと言いながら中村精機がどんどん出て、手付金も払ってにっちもさっちもいかないけれども、農振除外、地区計画、デッドロックに乗り上げて先行きもないという中で、それは当面置いておいて、ほんで早いこと火傷をするわけだ。うんじゃないわ、自分たちが全部しかけてるじゃないか。そういうことは議会に一言も言わんといて、片一方で目先をどんどんどんどん変えるような事業の取り組み、それが企業立地であり地方創生でありね、新産業だと。町民の理解が遠く及ばぬよと。私が何を申し上げたいのかといったら、問われれば言う。問われれば言うけれども、問われなければ口をぬぐって知らん顔をしてどんどんどんどん勝手に進めていく。その結果がどうであろうとこうであろうとそんなことは知ったことじゃないよと。チョウザメの関係でも豊根村との関係で交付金がなかったらやめだよと言ってきたじゃない。もうこれは取り組まへん、一般会計、町の財源を

んとなぜ説明しないんだと。いいとこばかりやって説明して、あとは都合が悪くなったら口をぬぐって知らん顔だ。これが地方創生であり、新型交付金であり、立地監が一生懸命ひとり舞台上で踊っていると。周りを町長が一生懸命うちわと太鼓ではやし立ててるよと、こういう構図でしか見ないわけだ。そういうことを私はきちんと見ろよと。だから、対応する議会のほうは議決案件じゃございませんわとっていつをまくるようなことじゃなくて、議決案件であろうと報告でもきちんとしろよと、内閣府はきちんと議会に説明しろよと、説明責任はどんな場合でも内閣府が言おうと、国会が言おうと、行政の説明責任はついて回るとのことだけ申し上げて、答弁をいただきたい。

それから、もう一つは、次はふるさと創生ですが、何かこれでえらいはしゃぎにぎわってるな。だから、そもそもふるさと納税とはどういうもので、どういう制度なのか。返礼品狙いか。あなた方の感覚はみんなそうなんだ。そもそもふるさと納税というのはどういう制度か答弁がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 企業立地監。

○企業立地監（志賀幸弘君） 先ほどの議員が言われた事大主義というところにつきまして、私ども名古屋大学がセントオブイノベーションということで、近隣の名城大学、岐阜大学等々も連携して行っているということでございますので、そういう組織的なところの活用は今後もさせていただき、その内容を議会には委員会を通じて詳しく説明をさせていただく予定です。また、議員各位に本事業について御心配をかけているような情報の少なさについては大変申しわけなく、今後充実するよう努力する所存でございます。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） ふるさと納税のそもそもの目的ということでございますが、ふるさと納税の制度につきましては平成20年度の税制改正によりまして、地方で生まれ育ち都会へ出てきた人が、育ててくれたふるさとの自治体へ税制を通じて貢献する仕組みができないかという思いのもと導入された制度だということで考えております。また、あと返礼品狙いかということでございますが、もともとはそういう制度でできたというものでございますが、いざスタートしてみたところなかなかこれは思うような効果が出てこなかったということもありまして、各自治体が返礼品をいろいろ考え、地場製品の紹介をする、それからPRをする、そういったことを行うようになってこの返礼品というものが今はすごく多くなってきているというような状況でございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ふるさと納税の趣旨はあなたが言われるとおりであろうと、百歩譲ってな。しかし、返礼品については、私たちも乗っていかなかったらやれないじゃないかと、寄附は集まらないじゃないかと、こういう発想ですよ、あなたが言うと。だから、そもそもふるさと納税というのは、まさに都会に若者を送り出した結果、地方が財政難に悩むと。その自治体に対して、自分を育ててもらった自治体に対して恩返しをしていくんだ、これが当初のうたい文句なんです。そこに返礼品云々なんていうのは出てきてないわけだ。それを幸田町が当初は、町長自身が否定的な見解を持っていたわけだ。それが周りから言われてくる中で、いや、返礼品競争だと。返礼品をやるとたくさん集まってくるよという形の中で、返礼品を出すことによって私はこの本質が崩されてきた

というのがある。そうしたことも含めて、返礼品が目的になってきてるわけだ。そうしたときに、じゃあ幸田町はどうなっているのか。今年度当初予算で2,000万円組みましたよね。2,000万円組んでやって委託料が1,337万8,000円、つまり寄附見込みの66.8%が委託料だ。それで、補正予算の8,000万円、これも委託料が5,200万円、65%が委託料。トータルでいけば65.37%ということは、町に入ってくる自主的な寄附金は34.62%で3,462万2,000円だと。そうしたときに、あなた方は何とも思っていないのか。楽天をもうけさせるわけでしょ。楽天に委託料を払って、いや、わしのところでやるのは、まあまあ、餅は餅屋で任せておけばいいじゃないのといったときに、じゃあ楽天にどれだけの金を払っているのか。実質的な返礼品にかかわるそれを出品、生産した人たちにはどれだけ変わってくる。答弁。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 議員が言われるとおり、返礼品に係る経費といいますか、そういったものの割合というのが約3分の2が経費になってる、65%ぐらいがなってるという状況であります。その中身といたしましては、もともとの返礼品本体に係るものが4割程度。それから、送料等そういったものが1割程度。残りの15%、こちらのほうが楽天への今回の委託料、そういったものの内訳になっております。

○14番（伊藤宗次君） 何でそんな数字になるのかな。こう分けた格好でしょ。私が言ったのは分けた形の中であなたは答弁をしてるけれども、委託料の内訳は何だと。どれだけの取り分があるんだ。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 済みませんでした。楽天への委託料の内訳でございます。こちらのほうですね、まずシステムの使用料、こちらのほうが寄附額の5.1%。それから、ページの作成や返礼品の受発注、それから寄附者へのメール、電話での対応等にかかる費用、これが寄附額の4%。それから、楽天のスーパーポイントこういったものを付与というものが寄附額の1%。それから、アフィリエイトケイトということでこのウェブページ、こういったもののバナー等を選択することによって入った場合ですね、その部分が寄附額の1.3%。それから、クレジットの決済手数料、これは使うカードにもよりますが、楽天カードを使われますと寄附額の2.65%、それ以外ですと寄附額の3.6%ということで、マックスでトータル15%が委託料の内訳というふうになります。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、わかりやすく言えば1億円のトータル予算という形で、委託料が6,537万円だと。その委託料のうち15%なのか楽天の取り分は。あなたの説明はそうだ。だけど、実際にいけば42%だよ。どっちだということなんだ。要は楽天をもうけさせる制度なのか。返礼品という形で幸田町の特産品をPRしていく。そのPRしていくための基盤をつくってきた生産者、農民に対しては幾らなのかということをやっていないと、そんなの企業立地と一緒にですよ。地に足が着かなくて、大騒ぎして我が町はと言っているのと一緒。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 返礼品に係る部分につきましては、先ほども少し御説明させて

いただきましたが50%、5割が返礼品に係る部分となってまいります。その本体のものに関しては約4割が返礼品、それから送料部分という部分が残りの10%でございますので、よろしくをお願いします。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） テレビやマスコミ等も含めてこの関係については見直しをすべき時期に来ているであろうと。政府自身もいたしかりしだなどと言っている。そうしたときに幸田町の実態が先ほど申し上げたとおり、ふるさと創生で1億円を予算に計上して6,500万円、いわゆる65%が委託料だというのは異常じゃない。異常か異常じゃないかという見方をしてるのか。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 異常か異常ではないかということでございますが、私の知る限りでは全国ではもっと大きな数字で返礼品を出しているところもあるということでございます。現在、全国平均となりますと、返礼品自体では40.8%の返戻率。それから、そういった経費も含めると約48%、幸田町が65%ということですが、これはあくまでも予算ベースでの65%ですので、今の48%というのは決算ベースの48%ということですので、うちもう少し当然率としては実際は下がってくるとは思いますが、全国平均より多少高いとは思っておりますが、幸田町はことしの5月からスタートということで後発であるということでございます。これだけ遅いスタートをしたということですので、ある程度の返礼率ということで今やらさせていただいているということでございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） これは予算ですよ。予算でしかできないわけだ。決算は後で気がつく寝ションベンじゃない。予算でしか審議ができないでしょ。それに対する反論か、それは。予算でございます、予算じゃなかったらどうやって審議をするんだ。そういうふうに切り返して話をガラガラポンにするのは町長の得意だ。ということで、要は返礼品は寄附額の50%以下に引き下げるべきだ、もっと下げるべきだと。返礼品が目的じゃないはずなんだ。そうでしょ。熊本地震でもたくさん集まったと、返礼品は一切出しませんよという形で、そもそも寄附は返礼を求めないという趣旨なんですよ。それにできるだけ近づけていくという形の中で、その地方を思う人たちの思いはいろいろあるでしょう。返礼品の数やら金額を落としたら寄附金がどんと下がったら、それはそれなりなことなんですよ。寄附金欲しさにあれもこれもとやって我が町はなんて言ったら、これは笑われるぞ。だから、私は原点を見失うなと。木を見て森を見ず、森を見て木を見ずという、そういういろいろなたとえ方があるけれども、これも地に足が着いていない大須賀町長のそれ行け、やれ行け、どんどん行け、お祭り大好き、後の始末大嫌いという、そういう典型的な例じゃないですか。私はこのこと自身はね、ふるさと納税そのものを否定をするつもりではない。つもりではないけれども、趣旨に反して返礼品争いだと。返礼品がどうかということに基盤を置くようなやり方は改めるべきだ。今のような50%をちょっと高いかな、48%が全国平均ですが今回初めてやったものだからねなんて言いわけ三昧だ。言いわけしても、じゃあポリシーは何なのか。指針を持

っているのかということなんだ。指針を持ってなかったら出たところ勝負。場当たり。その時々気分感情でころころ変わるのは大須賀町長だけで結構だ。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） もちろん多くの寄附をしていただきたいということがありますが、まずふるさと納税の目的の一つとして幸田町のPR、それから幸田町でつくられた地場産品のPR、そういったものの販売促進、地元生産者や企業の活性化、こういったことも目的として上げているということでございます。この寄附にそういう賛同をしていただかなければ、全くこの目的を達成できないということもございます。こちらとしては今回の返礼品を約40%、送料込みで50%ということで設定させていただいておりますが、これは適正な範囲内であろうというふうに幸田町では今考えております。これで幸田町のPRができれば、これは結果としてはすばらしいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（浅井武光君） ほかにありませんか。

以上で、第43号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって質疑を終結いたします。

ここで、途中ではありますけれども、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時09分

○議長（浅井武光君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りをいたします。

ただいま議題となっております第43号議案を会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（浅井武光君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、第43号議案について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅井武光君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅井武光君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決の方法は、起立によって行います。

第43号議案 平成28年度幸田町一般会計補正予算（第2号）を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第43号議案は、原案どおり可決されました。



日程第4

○議長（浅井武光君） 日程第4、閉会中の委員会行政視察の件を議題といたします。

会議規則第73条の規定により、お手元に配付の（案）とおり、地方創生特別委員会委員長、福祉産業建設委員会委員長、幸田・三ヶ根駅前整備特別委員会委員長から、各委員会における所管事務に関する行政視察を行いたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

委員長の申し出のとおりに決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（浅井武光君） 異議なしと認めます。

よって、委員長の申し出のとおり決定をいたしました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

お諮りいたします。

今回の定例会において議決された議案中、条項、字句、数字、その他の整理を必要とするものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（浅井武光君） 異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

これにて平成28年6月1日招集された第2回幸田町議会定例会を閉会といたします。

閉会 午前11時12分

○議長（浅井武光君） 閉会に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） 平成28年第2回幸田町議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶をさせていただきます。

議員の皆様方におかれましては、去る6月1日から本日までの20日間の長きにわたりまして、大変御多用中にもかかわらず終始熱心に御審議をいただきまして、私どもが提案させていただきました全議案とも可決、承認を賜りましたこと心から感謝し御礼を申し上げます。ありがとうございました。

成立いたしました各議案の執行に当たりましては、本会議、委員会の審議等におきま

す御意見、御提言等につきまして十分留意をいたし、今後の行政執行に生かしてまいり

たいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。また、一般質問につきましては、どなたの御質問も時宜を得た内容でその都度答弁をさせていただきましたが、さらに検討いたし、今後の町政推進に生かしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

ここで、2点ほど御報告等をさせていただきます。

まず、1点目は、過日、各委員会の折にもお伝えしております矢作川洪水浸水想定区域についてでございます。理論上最大規模の降雨により、矢作川が氾濫した場合の浸水想定区域に幸田町も含まれており、今後関係する9市町の首長による矢作川水防災協議会を設置して、指定に伴う水防計画等を策定し、減災のための目標を共有し、ハードとソフト対策を一体的・計画的に推進することとなりますので、適宜協議報告をさせていただきます。

次に、ウェブカメラの設置についてでございます。兼ねてより準備を進めておりました3つのアンダーパス等のウェブカメラについて、6月16日から本格稼働が始まりましたので、御報告させていただきます。

最後に1点、宣伝PRをさせていただきますけれども、第10回幸田プレステージレクチャーズ～ものづくり日本講演会～を7月8日、金曜日、幸田町民会館つばきホールにて開催をいたします。これは世界を震撼させる技術を開発されたトップ技術者や、世界経済に大きな影響を与えておられるトップ経営者を幸田町にお招きし、みずからの御経験をもとに革新的技術、日本や世界の経済情勢、企業の経営哲学、将来の夢などをお話いただくことで、近隣地域を含め住民の皆さんや企業従事者の皆さんに広い視野を持って、地域や日本の将来を考えていただく機会として開催する講演会でございます。今回の内容は、名城大学大学院理工学研究科終身教授で、文化勲章受章者であり、日本学士院会員でもあります飯島澄男先生のカーボンナノチューブの発見です。飯島先生は1970年代の米国滞在中に高分解能電子顕微鏡技術を開発、世界に先駆けて結晶中の原子の撮影に成功し、カーボンナノチューブの発見などで世界のナノサイエンステクノロジーの先駆者でもございます。受講料等は無料でございますけれども、先着400名様をお招きしております。貴重な講演会ですので、よろしく御聴講いただければ幸いです。

最後に、梅雨の折から天候が不順で蒸し暑い日がこれからも続くかと思えます。議員各位におかれましては、体調管理にはくれぐれも御留意をいただき、今後の町政の発展のためにさらなる御活躍、御尽力を賜りますようお願い申し上げ、閉会に当たっての御礼の御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（浅井武光君） 議員各位には、何かと御多忙の中、長期間にわたり熱心に御審議を賜り、議事の進行に御協力いただきまして、まことにありがとうございました。

理事者各位には、成立した議案の執行に当たっては適切に運用されますようお願いをいたします。

これにて散会といたします。

大変御苦労さまでした。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成28年6月20日

議 長

議 員

議 員